



令和8年度

多久市職員採用試験案内

【令和8年10月1日採用】

【令和9年4月1日採用】



◎ 特別な公務員試験対策不要！

◎ 一次試験は全国のテストセンターで！

◀ 申込受付期間 ▶

令和8年4月28日（火）～ 5月25日（月）

申込方法は、インターネットによる方法（電子申請LoGoフォーム）のみです。
受付期間最終日の入力期限は15時までで、それまでに登録完了されたものを受け付けます。

※令和8年度（令和9年3月）に高等学校を卒業予定の方を対象にした採用試験は、7月下旬に募集を開始する予定ですので、今回募集している試験には申込みできません。
（試験は一般事務・土木を予定しています）。

◀ 問い合わせ先 ▶

多久市役所 総務課 人事係

〒846-8501 多久市北多久町大字小侍7番地1

TEL：0952-75-2112

Mail：jinji@city.taku.lg.jp

1 試験区分・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務A・B	10名程度	一般的な行政事務に従事
土木A・B	3名程度	土木工事等の設計、管理などの業務及び一般的な行政事務に従事

2 受験資格

試験区分	要件（試験区分ごとにすべての要件に該当すること）
一般事務A ※令和8年10月1日 採用	<ul style="list-style-type: none"> 平成3年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人（令和8年度に高等学校卒業見込みの人を除く） 職員採用後に多久市に居住できる人 「多久市役所で働きたい」「多久市民のために働きたい」という強い気持ちを持っている人 令和8年10月1日採用を希望する人
一般事務B ※令和9年4月1日 採用	<ul style="list-style-type: none"> 平成3年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人（令和8年度に高等学校卒業見込みの人を除く） 職員採用後に多久市に居住できる人 「多久市役所で働きたい」「多久市民のために働きたい」という強い気持ちを持っている人 令和9年4月1日採用を希望する人
土木A ※令和8年10月1日 採用	<ul style="list-style-type: none"> 平成3年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人（令和8年度に高等学校卒業見込みの人を除く） 高校、専門学校、大学等において土木関係学科を卒業した人 職員採用後に多久市に居住できる人 「多久市役所で働きたい」「多久市民のために働きたい」という強い気持ちを持っている人 令和8年10月1日採用を希望する人
土木B ※令和9年4月1日 採用	<ul style="list-style-type: none"> 平成3年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人（令和8年度に高等学校卒業見込みの人を除く） 高校、専門学校、大学等において土木関係学科を卒業した人 職員採用後に多久市に居住できる人 「多久市役所で働きたい」「多久市民のために働きたい」という強い気持ちを持っている人 令和9年4月1日採用を希望する人

※ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②多久市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ④日本国籍を有しない者

※令和8年度（令和9年3月）に高等学校を卒業予定の方を対象にした採用試験は、7月下旬に募集を開始する予定ですので、今回募集している試験には申込みできません（試験は一般事務・土木を予定しています）。

※多久市では、奨学金返還支援や新婚世帯家賃補助、移住子育て世帯家賃補助などの『移住定住支援』を行っています。詳細は、「9 移住定住支援」をご確認ください。

3 試験方法・内容

試験		試験区分	試験の内容	試験時間
第一次試験	基礎能力試験	全職種	基礎的な学力や能力、応用力等を総合的に測定するための試験	60分
	事務能力試験		事務職員としての事務処理能力を測定するための試験	60分
	エントリーシート審査		職員として適する人物かどうか評価するため、エントリーシート項目を審査	—
第二次試験	集団作業試験	一般事務A 一般事務B	人物・識見等について、職員として適する人物かどうか評価するための集団作業による試験	120分
	作文試験	全職種	表現力、文章構成力、考察力等について評価するための試験	60分
	適性試験		職員として必要な適性等について測定する試験	約15分
	面接試験		人物・識見等について、職員として適する人物かどうか評価するための個別面接による試験	約20分

4 試験の日時・会場

試験	日時	会場
第一次試験	6月13日（土）から 6月21日（日）まで	全国のテストセンター
第二次試験	7月中旬（予定）	多久市役所（予定） ※詳細は、第一次試験合格者に通知します

※第一次試験は、テストセンター方式で行います。テストセンター方式とは、上記期間中の都合の良い日時と、全国各地に設置されたテストセンター会場から都合の良い会場を受験者が選択して受験していただく方式です。

5 受験手続

(1) 採用試験申込

①申込方法

申込みはインターネットによる方法（電子申請 LoGo フォーム）のみです。

LoGo フォーム(専用申込フォーム) <https://logoform.jp/f/K1yk8>

※右のQRコードから申込できます



②申込受付期間

令和8年4月28日（火）～5月25日（月）

受付期間最終日の入力期限は15時までで、それまでに登録完了されたものを受け付けます。手続きに伴う機器の不具合や通信障害などによるトラブルについては、責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

③申込における留意事項

申込にあたっては、別添の「申込時の留意事項」を必ず確認してください。

(2) 申込後から第一次試験まで

申込受付期間終了後、6月5日までに、申込時に登録されたメールアドレスに、申込者の受験番号と、第一次試験に関する案内をメール送信します。受信したメールにより、受験番号の確認を行い、案内に従って第一次試験の受験手続をしてください。

6 合格発表

(1) 第一次試験合格発表

7月3日までに、多久市ホームページに合格者の受験番号のみ掲載します。また、合格者にのみ文書にて通知します。

(2) 第二次試験合格発表

8月7日までに、多久市ホームページに合格者の受験番号のみ掲載します。また、第二次試験受験者全員に文書にて通知します。

7 最終合格から採用まで

- (1) 第二次試験合格者は、最終合格者として、試験区分ごとに採用候補者名簿に登載され、成績順に採用されます。採用候補者名簿の有効期間は、登載の日（合格発表の日）から1年間となります。
- (2) 採用は、令和8年10月1日または令和9年4月1日の予定です（試験区分によります）。なお、欠員補充等必要が生じた場合に採用することとなるため、採用候補者名簿に搭載された全員が採用されるとは限りませんのでご注意ください。
- (3) 受験資格の要件を満たしていないこと、または採用試験申込の登録内容が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消す場合があります。
- (4) 受験資格において、多久市への居住が要件となっている職種は、採用日までに多久市に居住していただくこととなります。その際の移動や移転等に要する費用については、支給されません。

8 給与・勤務条件等（令和8年4月1日現在）

(1) 給料

採用された場合の初任給や大学新卒者の10年後の給料見込額は、下記のとおりです。なお、経歴等により別途加算される場合があります。

区分	高校新卒者 初任給	大学新卒者 初任給	大卒採用10年後 の給料見込額
一般事務	202,300円	227,900円	300,000円程度
土木			

(2) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（ボーナス）、時間外勤務手当等の諸手当が、支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務条件等

勤務時間は、8時30分から17時15分までの週38時間45分勤務です。

休日は、完全週休2日制（原則土曜日、日曜日）で、祝日及び年末年始も休日となります。

また、年間20日間（4月1日採用の場合は15日間）の年次有給休暇、夏季休暇や出産・育児に関する休暇などの特別休暇があります。そのほかにも、男女問わず育児休業も取得することができます。

9 移住定住支援

多久市では、様々な移住定住支援を行っており、新しく多久市職員になられた方も、その支援を受けることができます。

奨学金返還支援といった若い世代を対象とした支援や、新婚世帯の方への支援、子育て世帯への支援もありますので、ぜひご利用ください。

※詳細やほかの移住定住支援策については、多久市移住定住ポータルサイト「ゆるり TAKU」
<https://yururitaku.jp/> をご覧ください（右のQRコードからもご覧になれます）。



1. 奨学金返還支援補助金

《対象者》 次の①～③をすべて満たす人

- ① 大学等に進学し、在学している期間に奨学金の貸与を受け、奨学金を返還している人
- ② 市内在住の就業者で、申請年度の4月1日に29歳未満の人
- ③ 10年以上多久市に居住する意思がある人

《補助金の額》

奨学金返還額の1/2（上限12万円/年）を最高10年間

2. 新婚世帯家賃補助金

《対象者》 ※「3. 移住子育て世帯家賃補助金」と併用はできません

過去1年以内に婚姻の届出をし、賃貸借契約に基づき多久市内の民間賃貸住宅に居住・住民登録をしている世帯

《補助金の額》

家賃額から住宅手当を控除した額の1/2の額（上限1万円/月）を最高48月間

3. 移住子育て世帯家賃補助金

《対象者》 ※「2. 新婚世帯家賃補助金」と併用はできません

18歳未満の子がいる世帯で、賃貸借契約に基づき多久市内の民間賃貸住宅に転入し、その所在地に住民登録している世帯

《補助金の額》

家賃額から住宅手当を控除した額の1/2の額（上限1万円/月）を最高48月間

10 問い合わせ先

多久市役所 総務課 人事係

〒846-8501

佐賀県多久市北多久町大字小侍7番地1

TEL：0952-75-2112

FAX：0952-75-2110

MAIL：jinji@city.taku.lg.jp